

[事案 30-318] 新契約無効請求

・令和元年 10 月 8 日 和解成立

<事案の概要>

保険料の払込満了時期が要望に反していたことなどを理由として、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 30 年 11 月に契約した変額保険について、以下の理由により、既払込保険料を返してほしい。

- (1) 契約前に配偶者と募集人が話をした際に、募集人から配偶者に対して、80 歳で保険料払込みが完了する内容の保険を提案されたが、配偶者は 60 歳で払込みが完了するものでなければ無理だと断っていた。にもかかわらず、申込日に用意されたものは、払込みが 80 歳で完了する内容の書類等であり、募集人から自分に対して、保険料払込期間に関し、一切説明がなかった。
- (2) 契約時の意向確認が適切になされなかった。
- (3) 約款や契約書等の写しの交付がなかった。
- (4) 自分は早期にがん保険に入りたいという意向があり、がん保険のみに入るとの意向を伝えしたが、募集人からは本契約と同時加入しかできないと言われた。
- (5) 募集人から、次のアポイントがあり 20 分しか時間がない旨を伝えられ、焦らされた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の設計には根拠があり、募集人は保険の内容について十分な説明を行っている。
- (2) 募集人が虚偽の説明や心理的圧迫を行ったことはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込時の状況等を把握するため、申立人夫妻および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が保険料払込期間について説明せず、申立人が保険料払込期間について誤信していたとは認められないものの、意向確認書の当初の意向確認日の記載に関して、申立人が初めて募集人と面談した申込日前とされていたのは不適切であったことから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。